

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 1 月 20 日

岐阜地方法務局美濃加茂支局 登記官 金子岳仁

記

1 手続番号

第 2030-2024-6116 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

美濃加茂市蜂屋町上蜂屋字大洞 1710 番 1